

今後の保健・福祉事業のあり方に関する検討について（案）

1 現 状

これまでは、船員保険の保険者が国（社会保険庁）であり、保健・福祉事業についても国が実施主体として直接的又は間接的に実施してきたところ。これまで実施してきた主な保健・福祉事業については以下のとおり。

これらの事業のうち、今般の制度改正に伴い、船員保険の保健・福祉事業として引き続き協会が実施することにつき、船員保険関係者により合意された事業（経過的に実施する事業を含む。）について実施する。

- ◆ 保健事業（特定健診事業、特定保健指導事業、生活習慣病予防健診事業、巡回相談事業）
- ◆ 医療支援事業（無線医療センターの運営、洋上救急医療、病院等の整備事業）
- ◆ 雇用安定事業（就職促進手当等の支給、未払賃金の立替払、船員雇用促進対策事業補助金）
- ◆ 災害防止対策事業（船員災害防止対策事業補助金、石綿肺に係る無料健康診断）
- ◆ 遺族・障害者の支援事業（特別支給金の支給、就学援護費の支給、整形外科療養の実施）
- ◆ 福祉センター等の運営事業
- ◆ 医療費等の貸付事業（高額療養費貸付事業、出産費貸付事業）
- ◆ 講習会事業

下線部分が協会において実施する事業
 _____部分は経過的事業

2 今後の保健・福祉事業のあり方に関する基本的な考え方

平成23年度以降の保健・福祉事業については、協会が保険者として被保険者及びその家族の健康の保持増進のために実施すべき事業、福祉の増進のために実施すべき事業を利用者のニーズに沿ったかたちで実施していくことを基本とする。

そのため、これまで実施してきた事業をそのまま継続するのではなく、事業の実施状況等を把握した上で効率的・効果的な事業とする必要があると考えられるため、次のような点について調査・分析を行うこととする。

- これまでの保健・福祉事業の沿革、現行の事業内容に至った経緯を調査する
- 現状の事業の実態把握（実施方法等）を行い、改善点等の洗い出しを行う
- 事業の効率的・効果的な事業運用を行う観点から、加入者等のニーズ調査を行う
- 国内における他の船員に対する福利厚生事業の実態を調査する
- 諸外国における船員に対する福利厚生事業の実態を調査する

3 検討作業について

上記のような調査・分析を行うため、船員労使団体の参画を得た検討作業チームをおき、定期的にその検討内容を船員保険協議会に報告する。

検討作業チームのメンバー構成については、船主側各団体__名程度、船員側__名程度及び協会船員保険部メンバーとし、必要に応じて（財）船員保険会等事業を実施している者の参加を求める。

検討作業チームの開催については、当面、月1回程度とする。

また、検討作業チームの検討状況の報告を受け船員保険協議会としての議論を行い、結論が得られたものについて、順次、実施していく。

「平成 18 年 12 月 21 日船員保険事業運営懇談会報告書」(抄)

3 新船員保険の福祉事業

船員保険の福祉事業のうち、労働福祉事業及び雇用安定事業等の枠組みでは実施できない事業については、事業内容を精査した上で、船員労働の特殊性を踏まえて維持することが適当な事業及び医療保険の保険者として実施することが必要な事業については、引き続き新船員保険の福祉事業として実施することとすべきである。

(生活習慣病予防健診事業の実施等)

平成 20 年度以降、生活習慣病の予防に関する保険者の役割が明確化され、被保険者・被扶養者に対する効果的・効率的な健診・保健指導を船員保険法により義務付けられることから、生活習慣病予防健診事業、巡回相談事業の重要性は今後も増大するものと見込まれるほか、高額医療費・出産費貸付事業の実施についても、医療保険者の福祉事業として重要性が高い。このため、引き続き新船員保険の福祉事業として実施すべきである。なお、健診及び保健指導の義務化を踏まえて、事業の実施体制等について検討が必要である。

(無線医療センターの運営及び洋上救急医療の援護)

無線医療センターの運営及び洋上救急医療の援護については、労働場所在海上であるという船員労働の特殊性を踏まえた事業であることから、新船員保険の福祉事業として引き続き実施すべきである。

(船員保険講習会の開催)

船員保険の福祉事業として実施している船員保険講習会の開催については、事業内容を精査した上で、新船員保険を担う公法人の事務として実施すべきである。

(福祉施設の在り方)

< 検討の背景 >

宿泊施設に関する閣議決定、累次の審議会の意見、昨年の年金・健康保険の福祉施設をめぐる国会での法案審議等を踏まえ、国としては、保有する保養施設等(診療所、健康管理センターを含む。)を廃止し、病院についても整理合理化を進めていくことが求められており、船員保険の福祉施設も同様の状況にある。

また、こうした国が保有する福祉施設の整理合理化が進められている中では、新船員保険の運営主体となる公法人においても福祉施設を保有することは困難な状況にある。

船員保険の福祉施設に要する経費(運営費、整備費等)は、年金及び健康保険の福祉施設と異なり、保険給付に要する費用とは区分され、全額が船舶所有者の負担による保険料により賄われているが、今後、船舶所有者は職務上年金部門の財政方式の変更に伴う積立金差額の償却に係る費用の負担等を賄わなくてはならない状況にある。

< 対応の方向 >

船員保険の福祉施設については、船員の海上勤務の特殊性を踏まえて、疲労回復、静養、家族との団らんの場の提供等を目的としており、船員の福利厚生の上昇に大きな役割を果たしてきた。

このうち保養所等の宿泊施設については、船舶所有者の代表者、被保険者の代表者及び保険者の三者で構成する「船員保険福祉施設問題懇談会」において、これまでも福祉施設の在り方について協議・検討し、その見直しを行ってきており、過去最大 70 施設

であったものを現在 14 施設までに減少させ、整理合理化を進めてきた。

これは、上記の国の保有する福祉施設の整理合理化の方針にも沿ったものであったが、依然として、施設整備費、経営委託費を受けても赤字経営の施設が見られること、さらに、公法人において福祉施設を保有することが難しい状況であること等も踏まえ、今後も引き続き、船員保険福祉施設の整理合理化に取り組む必要がある。

この場合、保養施設等が、船員の福利厚生にこれまで果たしてきた役割に鑑み、今後も船員の福利厚生が確保される方策を検討する必要がある。また、新船員保険で行うべき福祉事業のうち、無線医療センターの運営や全国の漁港を巡回して実施する生活習慣病予防健診等については、洋上で負傷した場合等に医療機関にかかることができないという船員労働の特殊性や、船員の健康管理を行うという保険者としての役割を担っているため、施設の整理合理化が行われる場合であっても、これらの事業が適切に実施される方策を検討することが必要である。さらに、船員保険病院については、地域医療に果たす役割等にも留意しつつ検討することが必要である。

以上を踏まえ、整理合理化の具体的な進め方など福祉施設の取扱いについては、新船員保険制度発足までの間、福祉施設に関する各方面の議論にも留意しつつ、船員保険被保険者及び船舶所有者の意見を十分配慮して、引き続き検討することが必要である。

「平成 21 年 11 月 16 日船員保険施設検討小委員会とりまとめ」（抄）

- (3) 新船員保険制度の保健事業及び福祉事業全般の今後のあり方については、新制度の保険者である全国健康保険協会において、平成 22 年 1 月移行、船員保険関係者の意見を聞きながら、幅広い観点からの検討を行う。